

(別表1)

事業継続力強化支援計画

| |
|----------------|
| 事業継続力強化支援事業の目標 |
|----------------|

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

①位置及び地理的要因

当市は静岡県のほぼ中央に位置し、大井川沿いの平坦部を除いてほとんどが山林地帯である。一級河川大井川をはじめ家山川、笹間川、身成川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川、大津谷川、東光寺川、大代川そして湯日川等の急流河川が流れており、大井川により運ばれた土砂の堆積によってできた平坦地が緩い勾配となって海岸へ向かっている。

気候としては、令和2年の平均気温は16.5℃で、一番寒い2月の平均気温が8.0℃で、もっとも暑い8月の平均気温は27.9℃となっている。近年、年平均気温・最高気温・真夏日日数・猛暑日数は上昇傾向にある。

令和2年の年間降水量は、最寄りの観測点であるアメダス菊川牧之原で2,580.5mmとなっており、近年ではやや低い降水量となっている。平均的な年間降水量は2,700mm程度であり、大井川の下流域から上流域にかけて降雨量は多くなっていく。

中流域から上流域にかけて、特に川根笹間地区及び伊久美地区では県内でも雨量の多い地域となっている。月別の雨量は7月が最大で、6月、3月の順となっている。1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県では年ごとの変動幅が大きく、はっきりした傾向はみられないが、当市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。(参照：気象庁統計記録)

| 東西 | 南北 | 面積 | 人口 |
|-------|-------|----------|---------------------|
| 約23km | 約31km | 315.70k㎡ | 97,748人(内外国人1,479人) |

(※人口は、令和2年12月31日時点住民基本台帳)

②想定される災害

A 地震

南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態が続いている。

予想される東海地震等では、最大で1.3%の地域で震度7、74.2%の地域で震度6強、24.5%の地域で震度6弱の揺れが想定される。それに伴い、約200名の死者、約3,200名の重軽傷者の発生が予想されるほか、家屋倒壊、火災、道路・橋梁の損壊、急傾斜地の土砂崩壊、一部液状化による建築物の損壊、ライフラインや交通・通信インフラの損壊等、市内全域にわたって大きな被害が予想される。

想定対象地震

| 区分 | 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 | 相模トラフ沿いで発生する地震 |
|------------|--|---------------------------|
| レベル1の地震・津波 | 東海地震 東海・東南海地震(※) 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7) | 大正型関東地震 (マグニチュード8.0程度) |
| レベル2の地震・津波 | 南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度) | 元禄型関東地震 (マグニチュード8.2程度) |

【参考：第3次地震被害想定の対象地震】

| | |
|----------------|---------------------|
| 東海地震(マグニチュード8) | 神奈川県西部の地震(マグニチュード7) |
|----------------|---------------------|

レベル1の地震・津波

発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100~150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

レベル2の地震・津波

発生頻度は極めて低いが、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

※国において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波のモデルである2003年中央防災会議モデルの見直しが進められていることを踏まえ、レベル1の地震は南海トラフ巨大地震モデル(2012年内閣府)の基本ケースにより、レベル1の津波は2003年中央防災会議モデルにより検討した。なお、新モデルが発表された場合は、内容を確認の上、必要に応じて被害想定の見直しなどの対応を講じる。



建物等被害に係る島田市の想定結果

(単位：棟)

| 項目 | 被害区分 | 予知なし 冬・夕 |
|---------------|---------|-------------|
| 地震動 | 全壊 | 約7,500 |
| | 半壊 | 約8,800 |
| 液状化 | 全壊 | 約10 |
| | 半壊 | 約30 |
| 人口造成地 | 全壊 | 約400 |
| | 半壊 | 約1,200 |
| 山・崖崩れ | 全壊 | 約100 |
| | 半壊 | 約300 |
| 火災 | 消失 | 約60 |
| 建物棟数 | 48,260 | |
| 建物被害総数 | 全壊及び消失 | 約8,800 |
| | 半壊 | 約10,000 |
| 建物被害率 | 全壊及び消失 | 約18% |
| | 半壊 | 約21% |
| ブロック塀等転倒数 | 約900件 | |
| 屋外落下物が発生する建物数 | 約1,600棟 | |

人的被害に係る島田市の想定結果

(単位：人)

| 項目 | 被害区分 | 予知なし 冬・深夜 |
|------------------------------|------|--------------|
| 建物被害 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物) | 死者数 | 約100(約20) |
| | 重傷者数 | 約800(約80) |
| | 軽傷者数 | 約2,400(約300) |
| 山・崖崩れ | 死者数 | 約10 |
| | 重傷者 | 約10 |
| | 軽傷者 | 約10 |
| 火災 | 死者数 | — |
| | 重傷者 | — |
| | 軽傷者 | — |
| ブロック塀の転倒、 屋外落下物 | 死者数 | — |
| | 重傷者 | — |
| | 軽傷者 | — |
| 合計 | 死者数 | 約200 |
| | 重傷者 | 約800 |
| | 軽傷者 | 約2,400 |
| 自力脱出困難者数・ 要救助者数 | 地震動 | 約600 |



※被害が最大となるパターン

「—」：被害わずか

注) 確率処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

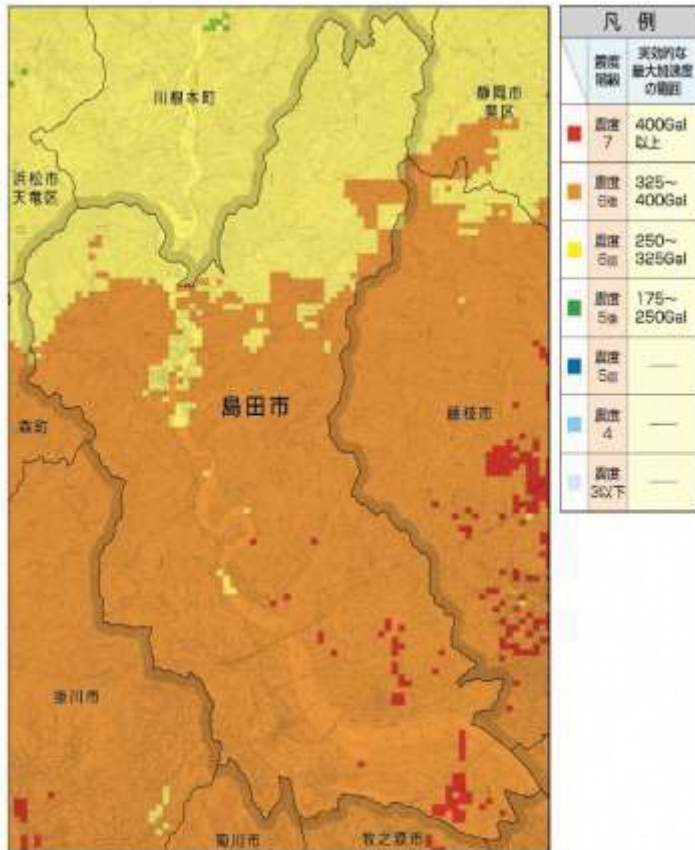
- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

(出所：島田市 防災ガイドブック)

4次地震被害想定

推定震度分布図 Seismic Intensity Distribution

本図は、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合に、各地区で予想される震度を気象庁震度階級に合わせて推定したものです。震度の区分は、地盤条件や震源距離から推定した地表加速度を単純計算した換算震度を示します。一つのメッシュは東西約571m、南北約462mとなっています。



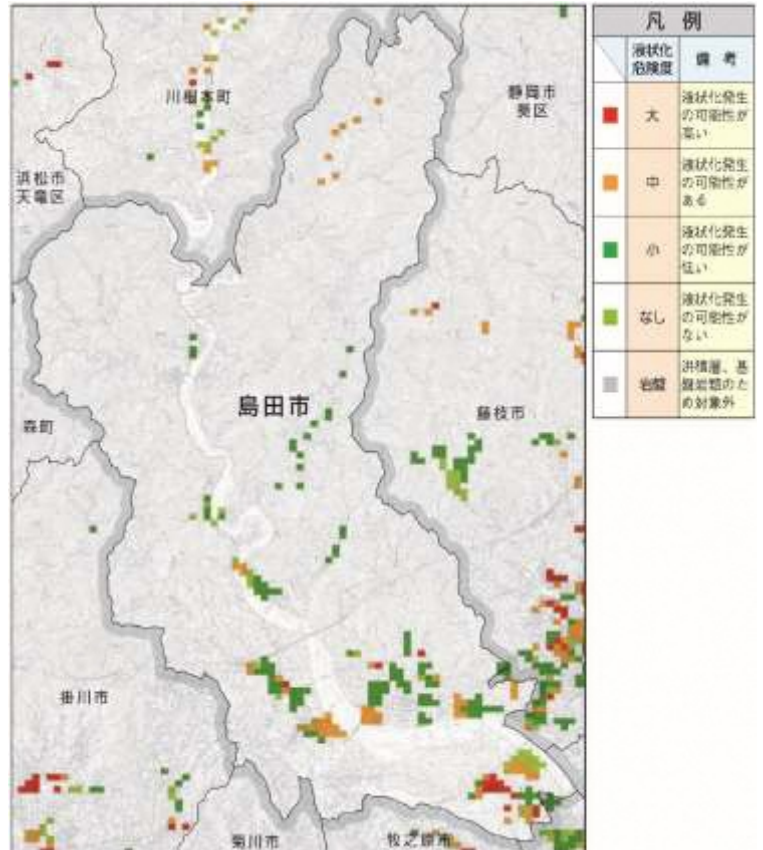
推定液状化危険度図 Liquefaction Potential

本図は、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合に、各地区で予想される地盤の液状化危険度を4階級に区分したものです。

静岡県内の沖積平野で収集した既存の地質ボーリング柱状図資料(約17,000本)を基に、「道路橋指方書・同解説V耐震設計編(平成8年12月)」の液状化判定式(FL法)による判定を行い、地域毎の平均値を求めました。地質ボーリング柱状図資料の無い地域については表層地盤区分を基に判定しました。

なお、判定に使用する地表面の水平震度は東海地震で想定される地表加速度を用いました。

一つのメッシュは東西約571m、南北約462mとなっています。



(出所：島田市 防災ガイドブック)

イ 原子力災害

原子力災害については、近隣の御前崎市に浜岡原子力発電所があり、当市は概ね31km圏内の予防的防護措置を準備する区域に位置している。

現在、浜岡原子力発電所は1~2号機を廃止措置中、3~5号機を運転停止中であるが、使用済み燃料が冷却プールに一定量保管されていることから、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う原子力災害対策が必要である。

ウ 風水害

大井川上流は、降水量が多い地域であり、中上流部山地は、地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

中小河川においては、これまで台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川等の氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

一方で、近年は局所的、短時間の記録的豪雨、突風、雷等の発生頻度が高まっており、これまで被害の発生していない地域も含めて、風水害の発生が予想される。また、強風やがけ崩れに伴う倒木等により、広域かつ長期間の大規模停電が発生する可能性がある。

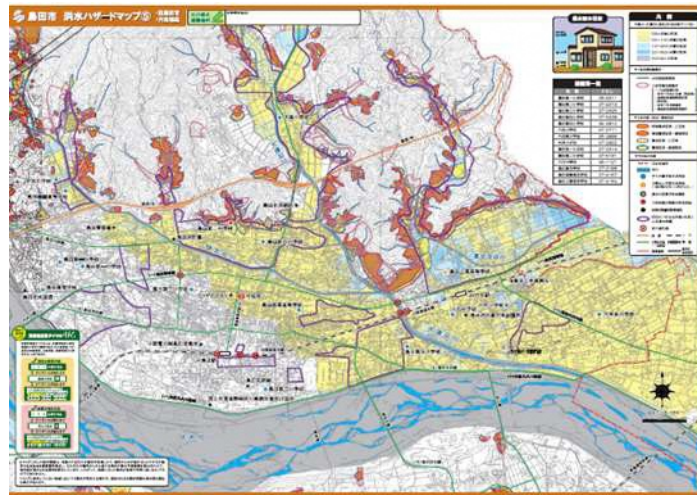
(近年の主な被害)

| 時期 | 被害 |
|--------|--------------------------------------|
| H30. 9 | 台風 24 号により、市内で最大 15,100 戸、最長 4 日間の停電 |
| R元. 10 | 台風 19 号により、市内 2 河川が溢水し、床上浸水被害。 |
| R2. 7 | 7 月豪雨により、床上浸水被害。 |

エ 土砂災害

当市北部の山間部や平地部との境界部を中心に、急峻な地形となっており、土石流、地すべり及びがけ崩れ（急傾斜地崩壊）等の危険性を有している。これらの地域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所（816箇所 令和3年2月1日時点）が諸所あり、強風雨時や地震時の被害が予想される。これらの地域以外の急斜面や造成地（盛土）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

（当地区の旧島田市及び六合地区のハザードマップ（風水害、土石流・地すべり・がけ崩れ） 出所：島田市ハザードマップより）



オ 大火災等

市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、大規模小売店舗やホテルの建築、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。更に、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

また、特に冬季は乾燥するため、山火事にも注意が必要である。

カ 大事故

市内には関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道本線及び東海道新幹線等の交通網が走り、交通量が多いことから防災体制について十分な配慮が必要である。また、富士山静岡空港の立地市として、航空機事故に対しても注意する必要がある。

令和2年12月には、大代地区にヘリコプターが墜落する事故が発生している。

キ 複合災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

当市の場合、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こる等最悪の事態を想定する必要がある。海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

ク 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月16日に日本国内での感染が確認され、当市においては令和3年2月1日時点で61例目の感染が確認されている。

感染を抑制し、クラスターを予防するために、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することや市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるよう対策が必要である。

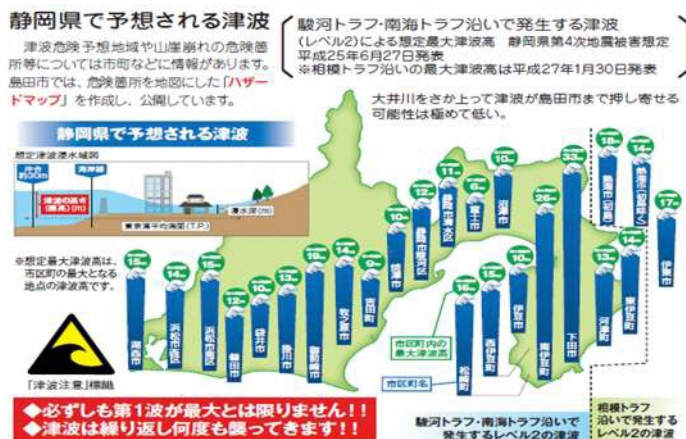
(島田市新型コロナウイルス感染症対策本部より発信された情報 随時更新)

1 状 況 (政府等の動き)

| 月日 | 内 容 |
|------|--|
| 1/23 | ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する財関係閣僚会議 |
| 1/30 | ・ WHOは「緊急事態宣言」 ・ 日本政府は「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置(閣議決定) |
| 2/17 | ・ 静岡県は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」立ち上げ 16:15 第1 本部員会議 |
| 2/27 | ・ 安倍総理「全国の小中学校、高校、特別支援学校を臨時休校にするよう要請」 |
| 2/28 | ・ 静岡県内初「静岡市の60代男性感染(退院)」クルーズ船の乗客、濃厚接触者はなし |
| 3/11 | ・ 静岡県内2人目「神奈川県から帰省、静岡市の50代男性(退院)」 |
| 3/12 | ・ 静岡県内3人目「エジプトツアー参加、静岡市の60代女性(退院)」 |
| 3/18 | ・ 政府発表「生活不安に対処するための緊急措置」「経済影響への実態調査」 |
| 3/26 | ・ 政府、県は、特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部設置」 |
| 3/27 | ・ 東京都知事「外出自粛」を受け、神奈川、埼玉、千葉、山梨も「外出自粛」 |
| 3/28 | ・ 4人目、浜松市で初感染者「感染を懸念するような行動履歴があった」 |
| 3/30 | ・ 8人目、静岡市立病院の40代女性看護師+密接3人(40代男性、10代女性、10代女性) |
| 3/31 | ・ 11人目、富士宮市の男性+同居男性、菊川市の20代女性 |
| 4/1 | ・ 13人目、静岡市の20代女性、市立病院とは別の医療機関、浜松市の30代男性 |
| 4/2 | ・ 15人目、浜松市の感染者の妻、長泉町70代女性 |
| 4/3 | ・ 16人目、静岡市の40代男性 |
| 4/4 | ・ 17人目、長泉町の50代男性 |
| 4/6 | ・ 19人目、静岡市の30代男性、駿河区の70代男性 |
| 4/7 | ・ 政府、緊急事態宣言 ・ 23人目、清水区10代の男性、松崎町の70代の男性、藤原郡20代の男性 |

ケ 津波

当市は内陸にあり、海抜(島田市役所本庁舎 海抜 56.4m)が高いことから津波による被害は極めて低いと思われる。



(2) 商工業者の状況（当地区 H28年経済センサス）

- ・商工業者数 2,503 人
- ・小規模事業者数 2,373 人

島田商工会議所 部会別会員数

令和3年1月7日現在

| | 会員数 | 割合 (%) | 会員の内 小規模事業者数 | 割合 (%) | 備考 (小規模事業者数の立地状況等) |
|---------|-------|--------|-----------------|--------|--|
| 商業部会 | 300 | 18.43% | 248 | 18.51% | 大半が市内全域に立地している。 JR島田駅前は商店街となっている。 |
| 工業部会 | 269 | 16.52% | 196 | 14.63% | 大半が市内全域に立地している。 大井川両岸に比較的大きな工場が点在する。 |
| 観光部会 | 142 | 8.72% | 128 | 9.55% | 大半が市内全域に立地している。 |
| 金融業部会 | 67 | 4.12% | 43 | 3.21% | 大半が市内全域に立地している。 |
| 運輸業部会 | 62 | 3.81% | 33 | 2.46% | 大半が市内全域に立地している。 |
| サービス業部会 | 317 | 19.47% | 239 | 17.84% | 大半が市内全域に立地している。 多くはJR島田駅前の商店街に点在している。 |
| 建設業部会 | 471 | 28.93% | 453 | 33.81% | 大半が市内全域に立地している。 |
| 合計 | 1,628 | 100% | 1,340 | 100% | |

※H28年経済センサスでは当地区内の業種別が公表されていないため、当所部会別会員数で業種バランスを把握する。概ね、H28年経済センサスの事業所の割合も同様と推測する。

(3) これまでの取組

① 当市の取組

ア 地域防災計画の策定

静岡県国土強靱化地域計画及び島田市国土強靱化地域計画における推進方針を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下、「災対法」という。）第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、当市に係る防災対策の大綱を定めている。

（地域防災計画の構成）

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1章 共通対策編 | 各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画 |
| 2章 地震対策編 | 地震による災害対策 |
| 3章 原子力災害対策編 | 原子力事故等による災害対策 |
| 4章 風水害対策編 | 風水害による災害対策 |
| 5章 大火災対策編 | 大火災（林野火災を含む。）、大爆発による災害対策 |
| 6章 大規模事故対策編 | 道路事故、鉄道事故、航空機事故等による災害対策 |
| 7章 資料編 | 1～6章に関する資料 |

イ 地域防災計画以外の防災関係計画の策定、監理

島田市地域防災計画以外に次に掲げる主な計画があり、島田市の危機管理行政を支えている。

「島田市水防計画」「島田市業務継続計画(島田市BCP)」

「島田市国民保護計画」「島田市地震対策アクションプログラム2013」

「島田市原子力災害広域避難計画」「島田市新型インフルエンザ等対策行動計画」

平成30年7月2日に策定された「島田市国土強靱化地域計画」では経済社会への被害が致命的なものならず迅速に回復する「強さとしなやかさ(強靱さ)」を備えた国土、経済社会システムを構築することが示され、直近では令和2年12月に改訂を行う等常に見直しを行っている。

ウ 防災訓練の実施

当市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施している。

- ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るため、平素からこれに対処する心構えを養っている。
- ・特に「災対法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、防災訓練を行っている。

| | |
|---|--|
| 消火 道路啓開(道路上の障害物の除去等) 救出・救護 避難・誘導 通信情報連絡 救助物資集積・輸送・配分 | 避難所運営 給水・炊出し 応急復旧 遺体措置 災害廃棄物処理 |
|---|--|

- ・防災訓練では、要配慮者に配慮した訓練を実施し、要配慮者等の支援体制の整備に努めている。また、訓練後は常に評価を行い、問題・課題点を明確にし、必要に応じ体制を改善している。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という)に基づき、当市における新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の防止に最大限取り組むとともに市民の安心と健康を守るための緊急的な対応として、令和2年4月8日には島田市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。また、法定の設置期間を終えた後も引き続き、独自に本部を設置し、対応を進めている。

・HP、LINEや回覧による市民への啓発(3密回避、手洗いうがい、マスクの着用の励行等)、LINEクーポンによる商工業者への支援、特別定額給付金対応、デジタル化の推進等を進めてきた。

・市長、副市長と当所正副会頭及び島田市商工会正副会長が出席する新型コロナウイルス感染症対策臨時会議を開催している。

②当所の取組

ア BCP の策定支援（集団・個別）

本格的なセミナー・講座は、平成21年度に「静岡県BCPによる経営支援モデル事業」で「東海地震」を想定した事業継続計画（BCP）策定セミナーを開催した。その後は中小企業庁や静岡県の事業継続モデルプランを周知するためのセミナーを、また、中小企業強靱化法施行後の令和2年12月には新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだセミナーを開催している。

平成25年度には専門家の派遣費用の負担軽減を図るため、当所独自の「BCP（事業継続計画）策定支援助成金」制度を創設する等、個別支援の強化で静岡県信用保証協会の災害時発動型予約保証（BCP特別保証）の内定取得を目指す支援をしている。

イ 支援体制の強化

中小企業からのBCP策定に関する相談等に対し、専門家とのコーディネート役を担える職員を養成するため、令和元年度に静岡県BCP指導者養成講座を受講し、経営指導員等のスキルアップに努めている。また、法定経営指導員としての必須科目である「災害・リスクマネジメント知識」も習得している。

ウ 保険制度の周知・加入促進

日本商工会議所の賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償する「ビジネス総合保険制度」については、周知に努めると共に加入促進を続けている。

エ 当所のBCP 及び災害時対応マニュアルの策定

当所では関東商工会議所連合会作成の震災対策マニュアルを基本に、事業継続に向けた有効な救援策や復旧支援体制を構築するため、平成22年3月10日に島田商工会議所事業継続計画・震災時対応マニュアルを策定し、必要に応じて改訂している。また、このマニュアルは震災対策を念頭においたもののため、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策を追加した。

オ 新型コロナウイルス感染症対策

- ・令和2年は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、相談窓口を設置し国、県、市の支援施策の情報提供と個別相談を実施。事業所の被害状況を収集・整理し、国、県へは報告、当市とは報告と併せ対応策を協議・実施した。また、消費落ち込みの影響を受けている小規模事業者を支援するための事業も実施した。
- ・当所正副会頭と当市市長、副市長及び島田市商工会正副会長が出席する新型コロナウイルス感染症対策臨時会議を開催している。

カ 防災用品の備蓄

当所職員等が使用する防災備蓄品として、当所事務所や倉庫に復旧用品、業務用資器材等を備蓄している。

| | |
|----------|------------------------------------|
| 作業用資機材 | ヘルメット、作業用手袋、拡声器、工具類、ビニールシート等 |
| 救急衛生用資機材 | 包帯、ガーゼ、絆創膏等 |
| 業務用資器材 | ラジオ、連絡先リスト、活動項目リスト、市内ハザードマップ、発電機、ガ |

| | |
|--------|-----------------------------------|
| | ソリン、携帯電話用給電装置、現金等 |
| 生活用資器材 | 役職員の食物、水、食器、カセットコンロ及びガスボンベ、簡易トイレ等 |

(※ 詳細は島田商工会議所事業継続計画・震災時対応マニュアル 緊急用備品リスト参照)

キ 当所独自の防災（避難）・救急救命訓練の実施

例年9月に行われる「静岡県の総合防災訓練」に合わせ、当所及び当所会館のテナントを対象とした防災訓練（避難、消火訓練等）に加え、通報訓練を実施している。

2 課題

(1) 小規模事業者の危機管理や意識

平成23年3月に発生した東日本大震災発生直後は事業者の危機感が高く、事業者BCPの策定を促すためセミナーを実施したが、受講者は小規模事業者以外が大半で小規模事業者の意識は低い。

中小企業においても「策定に必要なノウハウ・スキルがないため」「費用が確保できない」等の理由から策定が進んでおらず、平成25年度～28年度は当所独自制度のBCP（事業継続計画）策定支援助成金、その後はミラサポの専門家派遣事業の活用による支援を行ってきたが、事業者BCPは企業経営において優先順位が低く、新規は微増となっている。また、BCPを策定済みの事業者であっても、当所実施のアンケート結果やセミナー受講者の声から、風水害や新たな脅威である新型コロナウイルス感染症への対策は不十分であることがみえた。

(2) 当所及び当市

それぞれに災害対策マニュアルを策定済であるが、小規模事業者の事業継続に関しては、両者の連携・協力体制に関し言及・具体化されていない。

(3) 当所

職員は法定経営指導員としての必須科目である「災害・リスクマネジメント知識」や静岡県BCP指導者養成講座を受講したものの、当地区の小規模事業者に対し、災害リスクと事前対策の必要性を十分に発信できていない。また、2019年版 中小企業白書・小規模企業白書で示された「リスクに見合った災害保険への加入」に関し、水災に対応していない保険や一部しか補償されない保険等の知識が不足している。

新型コロナウイルス感染症においては、地区内小規模事業者に対し、従業員個々が行うマスクの着用や手指消毒の徹底、社内のルールとして定める来客や出張対応、感染拡大時に備えた消毒液の備蓄、売上減少に備える自助努力の保険加入等、場面や局面に応じた対策を周知する必要がある。

3 目標

当地区の事業所は、地震、原子力災害、風水害等の災害リスクがあり、現下においては新型コロナウイルス感染拡大で想定外の影響を受けている。いかなる災害においてもいち早く復旧、復興するために当市と一体となり、当地区の小規模事業者の事業継続力の強化を図るため、以下に取り組む。

(1) 小規模事業者の危機管理や意識を高める

- ・当地区小規模事業者に対し、ハザードマップや島田市地域防災計画による災害リスク、更に島田市新型イ

ンフルエンザ等対策行動計画により新型コロナウイルス感染症のリスク等を認知させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・風水害や新型コロナウイルス感染症への対策を含めた事業者BCPの策定支援を行い、当地区小規模事業者を強靱にしていく。

(2) 当所及び当市の連携・協力体制の構築

- ・連携して事業者BCPの普及・啓発に取り組む。また、その状況を踏まえ、課題・改善点について協議する。

- ・被害を最小限に留めるため、発災時における連絡・情報共有体制を協議し、被害情報報告の共有ルートを構築する。

- ・発災後は速やかな復旧・復興支援策が行えるよう 事前に当所の内部体制、当市を始め関係機関との連携体制を構築する。

(3) 当所の体制強化

- ・災害リスクや事業者BCPは、巡回や広報ツールを活用し、強力に発信していく。

- ・不足する保険等の知識は損害保険会社と連携し、災害リスクに応じた保険加入を含め、資金調達方法を明確にさせる。

- ・新型コロナウイルス感染症では、発生フェーズに応じ、速やかな感染拡大防止措置を講じるよう、事前に当所の内部体制、関係機関との連携体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間とする。

2 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

平成22年3月10日に策定した事業継続計画・震災時対応マニュアル及び令和2年度に追加した新型コロナウイルス感染症発生に備えた事業継続計画について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や新型コロナウイルス感染症発生時に速やかな応急対策等が実施できるように準備を進める。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知・啓発

当所は当地区小規模事業者に対する事業者BCPの必要性について普及・啓発の取り組みを行う。

(経営指導員等)

・経営指導員等が巡回にて当地区小規模事業者を訪問し、当市のハザードマップや地域防災計画等を用いながら、小規模事業者の立地場所における自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起を促す。併せて、各種緊急情報の通知から平時の防災学習等まで、幅広く役立つ機能を備えた静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」や令和元年5月から運用が開始された「南海トラフ地震臨時情報」の活用について周知する。

また、災害リスクを軽減するための取り組みや事業者BCPの策定を含めた対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）、資金調達方法についても意識を持たせる。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを巡回にて周知する。併せて、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、事業所等の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供し、新型コロナウイルス感染症にも常に備えることを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては、監督官庁や業種団体が公表する業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策を講じるよう周知・支援を行う。

(広報ツール)

・当市の災害リスク等を把握して頂くため、経営指導員等が直接、注意喚起をしたり、当所会議所ニュースや当市の広報しまた、それぞれのホームページ等でも対策の周知を発信する。

・その他、国や県の施策、損害保険や生命保険・傷害保険、積極的に事業者BCPに取り組む小規模事業者の紹介等も行う。

②商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当所では平成22年3月10日に事業継続計画を策定した。内容は震災時対策で、職員の行動マニュアルでは、勤務時間外に島田市で震度5強以上の地震が発生した場合は、1時間以内に職員と家族の安否確認を行い、参集メンバーが「災害対策本部」を設置することとなっている。

・令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策を追加した。内容は発生や感染のフェーズ毎に、速やかな感染拡

大防止措置を講じるようになっており、現下の新型コロナウイルス感染症対策を実践しながら、必要に応じて更新していく。

③関係団体との連携

・東京海上日動火災保険株式会社静岡支店藤枝支社並びに損害保険ジャパン株式会社静岡支店 島田支社と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援とリスクに見合った災害保険や共済制度への加入を推進していく。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介も行う。

・静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援を推進していく。

・独立行政法人中小企業基盤整備機構から当所の支援事業に関する情報提供やシンポジウム・セミナー（基礎講座、計画策定演習）、事業者BCPの策定支援の協力を得る。

（セミナー）

・事業者BCPの策定支援には勉強会等が有効なことからセミナーを開催する。セミナーでは、地区内の小規模事業者に対し、日本商工会議所（中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）作成シート）、中小企業庁（中小企業BCP策定運営指針）、静岡県（静岡県BCPモデルプラン）等が公表しているガイドラインを示し、指導及び助言を行う。

・事業継続力強化計画の認定制度及び認定による金融支援、税制優遇や補助金の優先採択等各種制度の情報提供を行う。

・災害発災時には危険情報が、平時においても防災情報が確認できる総合防災アプリ「静岡県防災」の登録・活用を促す。

（個別相談会）

・「策定に必要なノウハウ・スキルがないため」「策定する人手を確保できない」等を理由に事業者BCPの策定が進まないことから、伴走型で支援できる定例の個別相談会を開催する。

・相談会では地区内の小規模事業者に対し、簡易的な作成シートを用いた基本編から、静岡県が独自に作成したモデルプラン（入門編）を活用し、経済産業大臣への申請を見据えた内容等、個々の小規模事業者に最適なガイドラインを示し、ワンストップで策定支援を行う。

・災害による事業活動への影響を軽減させるため、商工会議所のビジネス総合保険等について情報を提供する。

④フォローアップ

・地区内の小規模事業者の事業者BCP等の取り組み状況を確認する。

・地区内の小規模事業者の取り組み状況を踏まえ、当市と年1回程度の打ち合わせを行い、状況確認と課題・改善点についての協議を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・定期的に行っている当所役職員の安否確認訓練や年2回の防災訓練（避難、消火、通報）を確実に行う。
加えて、当市や関係機関との連絡ルートの確認等を行い、有事の際に実効性のある連絡ルートを確立していく。

（2）発災後等の対策

① 応急対策の実施可否の確認

自然災害等

ア 役職員の安否確認

自然災害等の発災時には、人命救助を第一とし、安全が確保できた段階で、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡対応と地区内事業所等の支援に取り組む。

勤務時間中の災害について

- ・発災後、直ちに各所属長は事務局員・来客の安否情報を安否情報確認責任者（事務局長）に報告（外出中・出張中の職員も発生を知り得た段階で直ちに所属長等へ連絡をする）。
- ・安否情報確認責任者は取りまとめた情報を、速やかに最終判断責任者（専務理事）に報告。また、事務局員の家族の安否についても適宜報告する。
- ・当所会館については1時間以内に総務課長が損傷箇所等を確認し、最終判断責任者に報告する。

勤務時間外の災害について

- ・役職員は、発災後1時間以内に自身と家族の安否及び出勤の可否を携帯電話（中部電力安否確認メールサービス）や固定電話、災害伝言ダイヤルで安否情報確認責任者に連絡する。
- ・安否情報確認責任者は役職員の安否及び出勤の可否を確認し、その結果を取り纏める。予め指名してある5人の参集メンバーは、当所会館に参集する（発災規模によっては全役職員が参集する）。

イ 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に専務理事を本部長とする災害対策本部を設置する。
 - ・災害対策本部では、被害状況調査班が収集した災害関連情報を業務連絡会議（役員及び管理職）において整理・分析し、その情報を発災後3日以内に当市と共有し、事業所の被害の状況や規模並びに当市が把握するインフラの被害状況を含め、応急対策の検討を行う。
 - ・その際は、県内の危険情報がまとめて確認できる総合防災アプリ「静岡県防災」も活用する。
- ※災害対策本部や被害状況調査班の役割は、後述（3）発災時における指示命令系統・連絡体制を参照

新型コロナウイルス感染症の発生後

最新の正しい情報を入手し、役職員を感染させないことや地区内の感染拡大を防ぐことを第一に次の対策を行う。

ア 国内感染者発生後

役職員はマスク着用勤務の厳格化と手洗い及び消毒の徹底を行い、併せて来所者等には同様の感染防止策の協力を要請する等新たな生活様式を徹底する。当所事務所にはアクリル板を設置、オンライン等による非対面での業務を遂行する。

イ 国内感染流行フェーズ

上記に加え、役職員の体調確認（毎朝の検温）と健康管理（新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用）を強化する。

ウ 緊急事態宣言の発出

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、島田市新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき、当所の感染症対策を行う。

エ 応急対策の実施可否の確認

国・県が公表する感染情報と被害状況調査班が収集した地区内事業所の被害情報を業務連絡会議（役員及び管理職）において整理・分析し、その情報は発生フェーズに応じ当市と共有し、事業所の被害の状況や規模により応急対策の検討を行う。

② 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点において、その被害規模に応じて、当所と当市で、当所が小規模事業者に対して実施する応急対策の方針を決定する。

（風水害）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や強風の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。また、被害状況の目安は、以下を想定する。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害発生している。・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の25%程度の事業所で停電が続く等、被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。 | <ol style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口の設置・相談業務2) 被害調査・経営課題の把握業務3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の5%程度の事業所で停電が続く等、被害が発生している。 | <ol style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口の設置・相談業務2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 | 通常業務 |

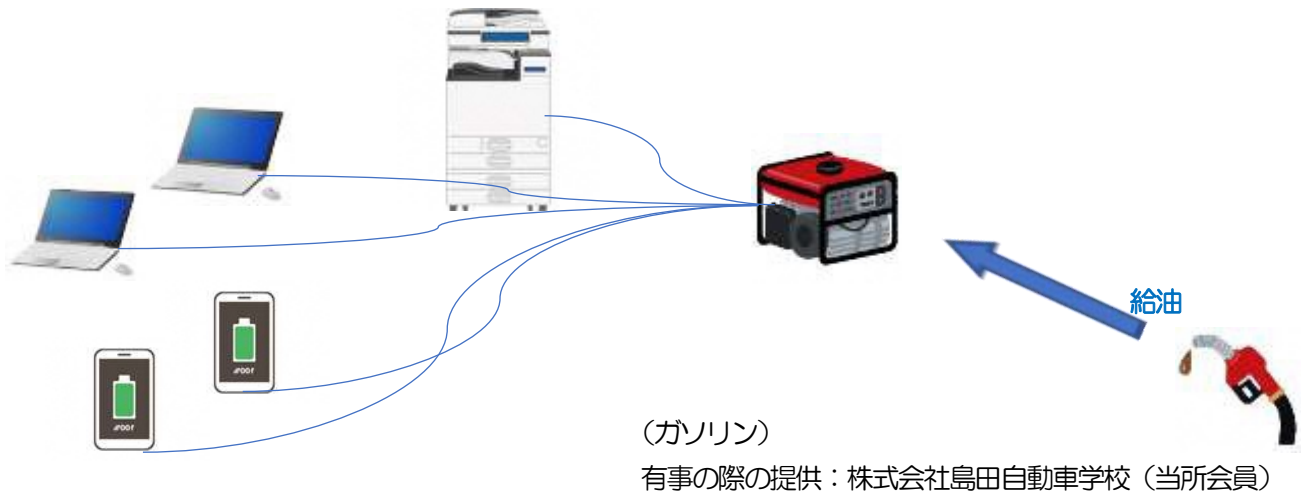
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

上記は当所独自基準

応急対策に必要な業務用資器材（停電を想定）

（パソコン2台 コピーFAX等複合機 発電機（ガソリン） 携帯電話用給電装置）

緊急対策窓口班・・・相談窓口の設置



被害状況調査班・・・事業者を訪問（被害状況と安否の確認）



本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

| | |
|---------|-------------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回 |
| 1週間～2週間 | 1日に2回 |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回 |
| 1ヶ月以降 | 1ヶ月以降 2日に1回 |

（新型コロナウイルス感染症）

- ・出勤前には体調確認（検温）を行い、出勤時にはマスク着用と手洗い及び消毒による感染予防策を講じ、万全な体制で出勤する。
- ・出勤後は、当所業務連絡会議（役員及び管理職）において感染拡大の最新情報を共有し、地区内事業所の被害の状況や規模並びに当市が把握する被害情報に応じた応急対策の方針を決定する。

被害状況の目安は、以下のとおりを想定する。

新型コロナウイルス感染症で予想する災害

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|--|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> 静岡県新型コロナウイルス警戒レベル4以上 市内で初めてクラスターが発生した | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 4) 役職員の行動制限や臨時相談室の設置等によるエリア制限で支援業務を遂行する |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> 静岡県新型コロナウイルス警戒レベル3 他県等で緊急事態宣言が発出された 市内で初めて感染者が判明した | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> 静岡県新型コロナウイルス警戒レベル1～2 | 通常業務 |

※被害規模に関わらず、国・静岡県から相談窓口の開設依頼があった場合は即座に立ち上げる。

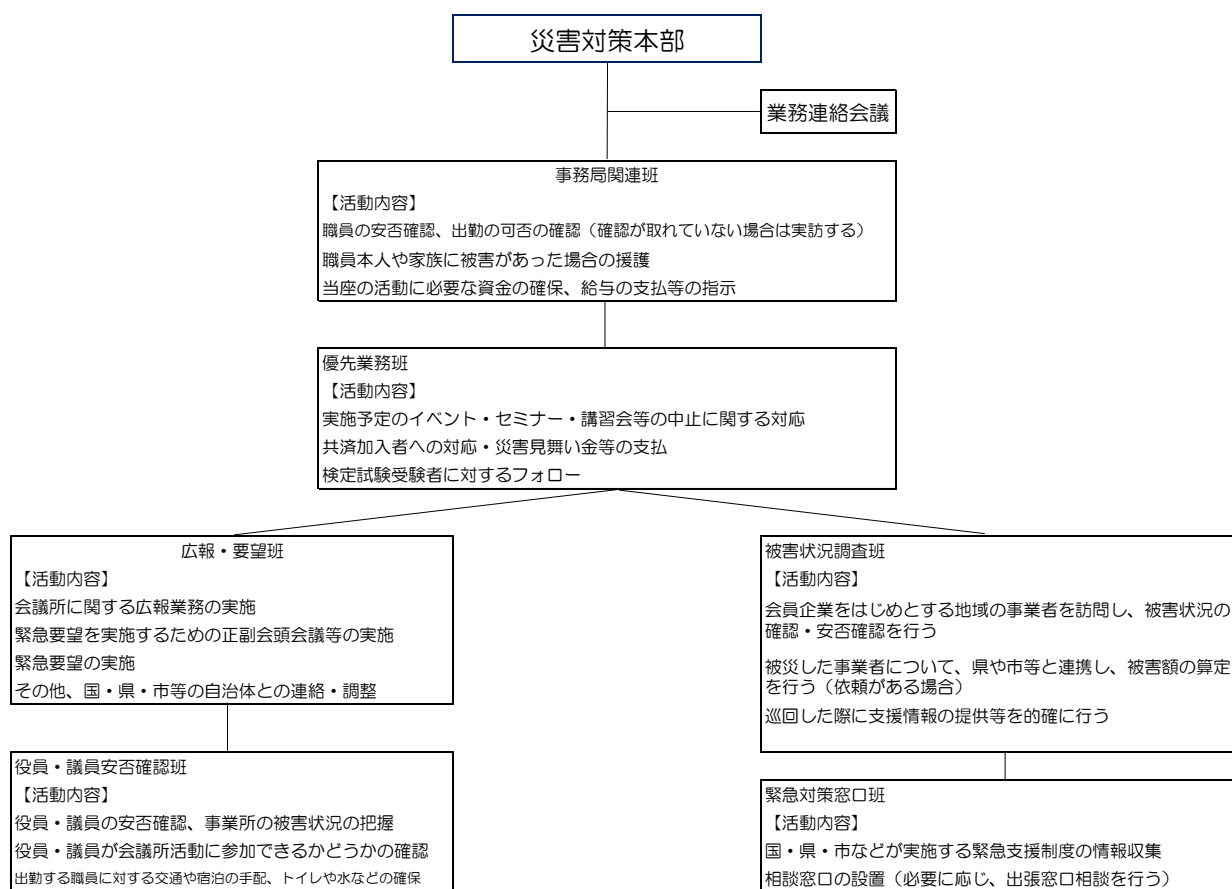
上記は当所独自基準

- ・本計画により、当所と当市は毎週、被害情報を共有する。被害情報や島田市新型コロナウイルス感染症対処方針を踏まえ、最新情報の把握と事業者への発信を行う。また、事業者や当所役職員の健康、安全面を最優先に新たな生活様式の徹底を行い、時には業務を縮小する等の勤務体制の見直しを行う。
- ・被害規模に応じ、当所正副会頭と当市市長、副市長及び島田市商工会正副会長が出席する新型コロナウイルス感染症対策臨時会議を開催する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みとして、当所の災害時対応マニュアルに災害対策本部及び災害対策関連業務各班の体制を整えた。被害状況調査班を始めとする各担当の役割や指揮命令系統は、下記のとおりである。
- ・災害対策関連業務の指揮命令は、当所災害対策本部が行い、被害状況の把握は被害状況調査班が、当市や関係機関との連絡調整は広報・要望班が担当する。

災害対策本部及び災害対策関連業務各班の体制



※災害対策本部設置後、出勤可能な者が整い次第、災害関連各班を設置する
※全ての班が同時に設置できない場合には災害対策本部が優先的に対応すべき業務を判断し、順次設置する

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容や活動範囲について、当市と当所が協議の上で決定する。
- ・当所と当市が共有した情報は、静岡県に指定する方法で当市から静岡県へ報告する。
- ・当所と当市が共有した情報は、求めに応じて当所から静岡県商工会議所連合会に報告する。
- ・当所は市内の広範囲で被害が発生した場合には、当市と同様に島田市商工会との情報交換を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を国・県の指定する方法で、当所より国・県へ報告する。
- ・当所は島田市地域防災計画に明記されている「市が行う商工業関係の被害調査についての協力」に則り、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、商品、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。※被害額の算定基準は下記を参照

(風水害)

・被害額の算定基準

事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には以下のとおりとする。なお、被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に準ずるものとする。

○算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

| 分類 | 被害区分 | 被害程度の日安 | 被害額の算定基準 |
|--------|------------------------------------|--|--|
| 非住家の被害 | 全壊 | 基本的機能を喪失したもの。 延べ床面積の70%以上の損壊等。 | 事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求めめる。 事業の復旧に必要な修繕費を求めめる。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く。 |
| | 半壊 | 基本的機能の一部を喪失したもの。 延べ床面積の20%以上70%未満の損壊等、補修が可能なもの。 | |
| | 一部破損 | 全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く。 | |
| | 床上浸水 | 土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水。 | |
| | 床下浸水 | 床上に至らない程度に浸水したもの。 | |
| 商工被害 | 商品・製品 仕掛品 原材料 | 喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。 | 仕入原価・製造原価を求めめる。 |
| | 構築物 車両運搬具 工具 器具備品 機械装置 | 修繕または再調達せざるを得ないもの。 | 事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求めめる。 |

*災害時は、再調達価格や修繕費の見積りが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・相談窓口の開設やその方法等について、緊急対策窓口班と当市が協議する（当所は、国・静岡県への依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口の会場は、当所会館の安全性が確認できた場合は当所会館（事務所又は会議室）へ、当所会館が倒壊、焼失等による閉鎖の場合は、当市と覚書締結済の地域交流センター「歩歩路」へ設置する。また、必要に応じ出張窓口を設置する。

代替施設：地域交流センター「歩歩路」

静岡県島田市本通3丁目6-1（事務所倒壊、焼失等による閉鎖の場合の代替）

TEL0547-33-1550 FAX0547-33-1565

- ・被害状況調査班は会員企業をはじめとする当地区の事業者を訪問し、被害状況や安否の災害関連情報を収集する。また、被害状況調査班が不足する場合は当所公式アカウントのFacebookを活用し、同様の情報を収集する。
- ・当所緊急対策窓口班が広報・要望班と協力して収集した国・県・市が実施する緊急支援制度は、相談窓口において事業者の被害状況に応じた情報を提供すると共に、被害状況調査班が事業者を訪問した際、的確に提供する。
- ・当所広報・要望班は、国・県・市が実施する緊急支援制度をホームページ、メール、FAXで小規模事業者やマスコミへ発信する。
- ・当所広報・要望班は、必要に応じ事業所訪問や窓口相談で得られた要望等を、正副会頭会議に上程し、国・県等への緊急要望を実施する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当所と当市は静岡県の方針に従って、地区内事業者に係る復旧・復興支援の方針を協議の上定め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・当地区の被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合には、静岡県や静岡県商工会議所連合会等を通じ、他の地区からの応援・派遣等の受け入れについて協議する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

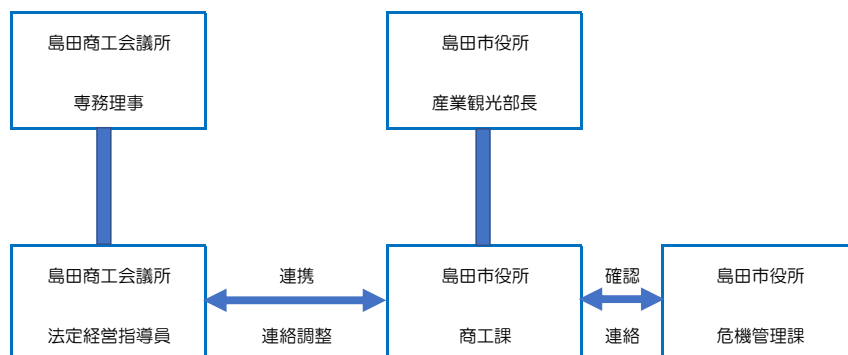
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

令和3年1月現在

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 鈴木 昌登（島田商工会議所 中小企業相談所長）

※連絡先は後述3（1）参照

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

*以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

本計画の具体的な取り組みの企画や実行

本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会議所

島田商工会議所 中小企業相談所

〒427-0029 静岡県島田市日之出町4-1

TEL：0547-37-71550 Fax：0547-37-5250

E-mail：infol@shimada-cci.or.jp

(2) 関係市町村

島田市役所 産業観光部 商工課

〒427-8501 静岡県島田市中央町1-1

TEL：0547-36-7164 Fax：0547-37-8200

E-mail：syoukou@city.shimada.lg.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 550 | 550 | 800 | 800 | 800 | 900 |
| 専門家謝金 | 100 | 100 | 200 | 200 | 300 | 400 |
| セミナー開催費 | 300 | 300 | 450 | 450 | 300 | 300 |
| パンフ・チラシ作成費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 200 | 200 |

| 調達方法 |
|--------------------------|
| 会費収入、島田市補助金、静岡県補助金、事業収入等 |

(別表4)

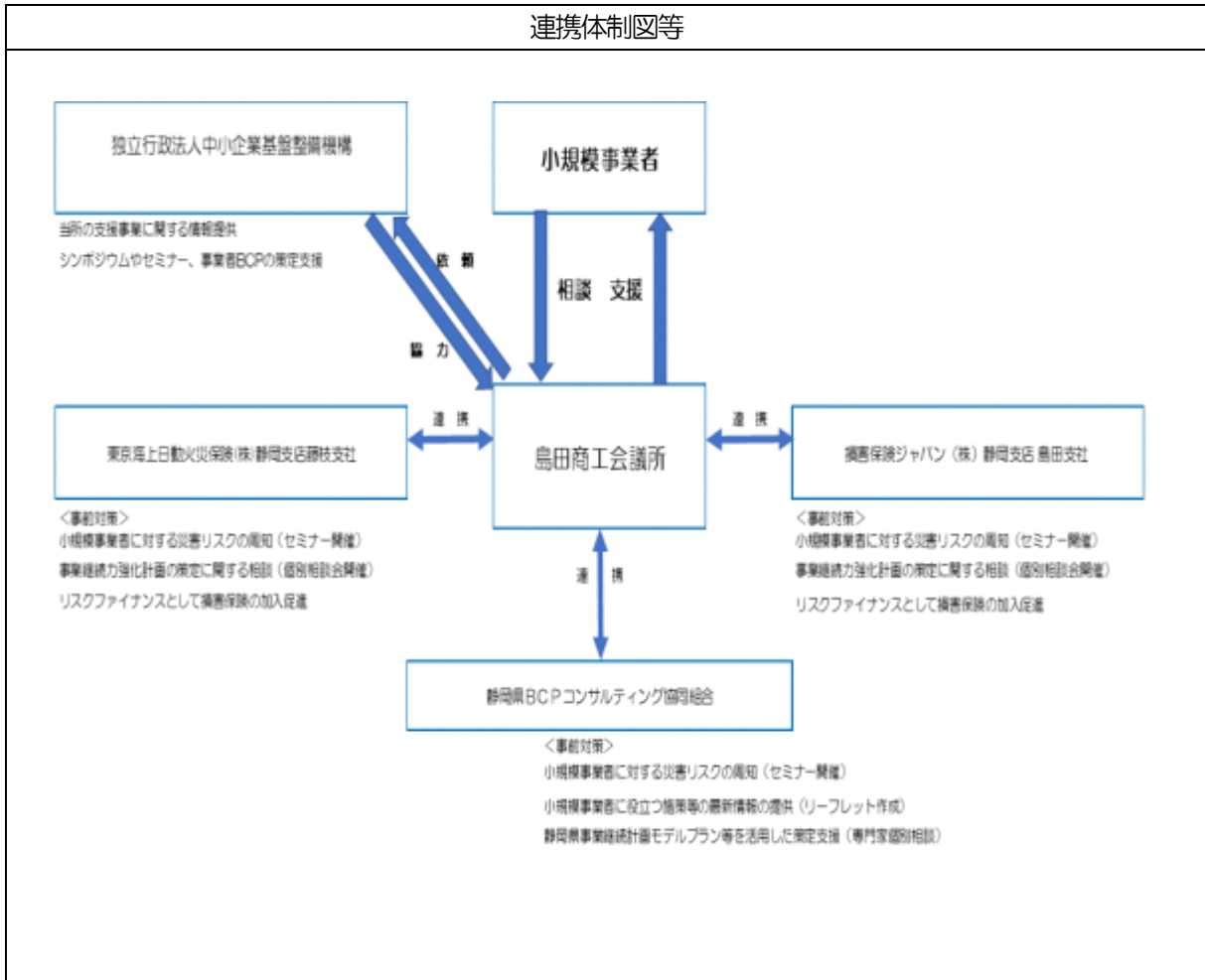
事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業継続力強化支援事業を実施する者の名称及び住所 |
|---|
| <p>1. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 執行役員 静岡支店長 垣谷 直人 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13階 TEL: 054-637-2120 Fax: 054-637-1335</p> <p>2. 損害保険ジャパン株式会社 静岡支店 島田支社 支社長 福羅 啓介 〒427-0029 島田市日之出町4-8 島田テクノビル3F TEL: 0547-35-1812 Fax: 0547-37-7504</p> <p>3. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 理事長 高橋 義久 〒424-0038 静岡県静岡市清水区西久保283-2 TEL: 054-367-2667 Fax: 054-333-5237</p> <p>(協力業務) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 関東本部 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 関東本部 TEL: 03-5470-1606 事業継続力強化支援担当 TEL: 03-6453-0042</p> |
| 連携して実施する事業の内容 |
| <p>1. (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知(セミナー開催) (2) 事業継続力強化計画の策定に関する相談(個別相談会開催) (3) 当所事業継続力強化支援計画の策定に関する支援 (4) リスクファイナンスとして損害保険の加入促進</p> <p>2. (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知(セミナー開催) (2) 事業継続力強化計画の策定に関する相談(個別相談会開催) (3) リスクファイナンスとして損害保険の加入促進</p> <p>3. (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知(セミナー開催) (2) 小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供(リーフレット作成) (3) 静岡県事業継続計画モデルプラン等を活用した策定支援(専門家個別相談)</p> <p>(協力業務) (1) 当所の支援事業に関する情報 (2) シンポジウムやセミナー(基礎講座、計画策定演習)、事業者BCPの策定支援</p> |

連携して事業を実施する者の役割

1. (1) セミナー・・・企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ
国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の事業者BCPの策定を推進する。
(2) 個別相談会・・・事業継続力強化計画の策定支援
小規模事業者の事業継続力強化計画の認定を支援し、当地区事業者の事業継続力強化を図る。
(3) 当所事業継続力強化支援計画・・・策定に関する助言、ブラッシュアップ
綿密な支援計画の策定で小規模事業者を支援する。
 2. (1) セミナー・・・企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ
国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の事業者BCPの策定を推進する。
(2) 個別相談会・・・事業継続力強化計画の策定支援
事業者BCPを策定することで小規模事業者の事業継続力の強化を図る。
(3) リスク診断レポートやリスクマップの提供を通じて、小規模事業者のリスクファイナンスを支援する。
 3. (1) セミナー・・・企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ
国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の事業者BCPの策定を推進する。
(2) リーフレット・・・施策等の最新情報の提供
災害リスクや事前対策の必要性が認知でき、有効な施策を活用して策定に取り組むきっかけをつくる。
(3) 個別相談会・・・静岡県事業継続計画モデルプラン等を活用した策定支援
事業者BCPを策定することで小規模事業者の事業継続力の強化を図る。
- (協力業務)
- (1) 当所は助言を得ながら確実に業務を遂行する。
 - (2) シンポジウム等や事業者BCPの策定支援の協力を得る。

連携体制図等



- 添付資料：島田商工会議所 事業継続計画 震災及び感染症発生時対応マニュアル